件名	栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
提案理由等	「教育職員免許法施行規則」等の一部改正に伴い、「栃木県教育職員免許状に関する規則」について所要の改正をしようとするものである。

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正案要綱

教 職 員 課

規則改正の趣旨

改正され、 要の改正をしようとするものである。 に関する規則 教育職員免許法施行規則 科目区分が大括り化されたこと等に伴い、 (平成元年栃木県教育委員会規則第十三号)の一部について所 (昭和二十九年文部科学省令第二十六号)が一部 栃木県教育職員免許状

二 規則案の内容

目区分の名称を改める。 教育職員免許法施行規則の改正内容に合わせ、 別表第一及び別表第二の科

三 施行期日等

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年 月 日 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。栃木県教育委員会規則第 号

宇 田 貞

夫

る。 栃木県教育職員免許状に関する規則(平成元年栃木県教育委員会規則第十三号) 栃**木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則** 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 の一部を次のように改正す

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第20条関係)

免許法別表第3関係

幼稚園の部

-種免許状の授与

10	15	20	25	10	15	20	25	30	35	40	45	最低修得単位数
2	4	σı	6	2	ω	ω	4	4	QJ	Ŋ	6	大学が独自に設定する科目
7	9	11	12	7	10	13	15	16	18	19	20	保育内容の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科 目等
1	22	2	2	1	2	2	2	ω	ω	4	4	領域に関する専門的事項に関する科 目
6	ហ	4	ω									1
無明日 人名	施行規則第11条第1 項の表備考第3号及 び第12条(3年在学 者)	規則寬 表備 12条	施 原 原 の の の の の の の の の の の の の の の の の	12	11	10	9	∞	7	6	ن ا	

\Box 二種免許状の授与

最低修得単位数 45 40	保育内容の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科 30 28 目等	領域に関する専門的事項に関する科 5 4	在職年数 6 7
35	25	4	∞
30	22	4	9
25	19	ప	10
20	15	3	11
15	13	2	12
10	9	1	13

$\widehat{2}$ 小学校の部

一種免許状の授与

,	/		
	在職年数		
	項の表備考第3号及	施行規則第11条第1	

	OJ .	6	7	∞	9	10	11	12	部で発	12条	び第12条(3年在学 者)	在学
±									3	4	5	6
教科に関する専門的事項に関する科 目	4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1
各教科の指導法に関する科目又は教 論の教育の基礎的理解に関する科目 等	21	19	18	15	13	12	10	7	13	12	10	7
大学が独自に設定する科目	5	5	5	5	5	3	3	2	5	3	3	2
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

П 二種免許状の授与

10	15	20	25	30	35	40	45	最低修得単位数
1	1	1	2	2	2	2	2	大学が独自に設定する科目
∞	13	15	18	21	24	26	29	各教科の指導法に関する科目又は教 論の教育の基礎的理解に関する科目 等
1	1	2	2	3	3	4	4	教科に関する専門的事項に関する科 目
13	12	11	10	9	8	7	6	科目

$\widehat{\mathfrak{S}}$

中学校の部 , 一種免許状の授与

大学が独自に設定する科目	各教科の指導法に関する科目又は教 諭の教育の基礎的理解に関する科目 等	教科に関する専門的事項に関する科 目	1	
4	16	10		ΩI
4	15	9		<u>o</u>
4	14	8		7
4	13	7		∞
ω	12	6		9
ω	10	5		10
ω	8	4		11
2	5	3		12
4	10	6	3	施項び者行の第)
ω	9	QI	4	規 則 論 禁 禁 禁 禁
ω	7	4	5	施行規則第11条第1 項の表備考第3号及 び第12条(3年在学 者)
2	5	ω	6	第

最低修得単位数	
45	_
40	
35	
30	
25	
20	
15	
10	
25	
20	L
15	
10	

ロ 二種免許状の授与

最低修得単位数	大学が独自に設定する科目	各教科の指導法に関する科目又は教 論の教育の基礎的理解に関する科目 等	教科に関する専門的事項に関する科 目	和 目 在職年数
45	4	21	10	6
40	ω	19	9	7
35	ω	17	8	∞
30	ω	15	7	9
25	2	13	6	10
20	2	10	5	11
15	2	9	4	12
10	1	6	3	13

(4) 高等学校の部 (一種免許状の授与)

(その1)

	最低修得単位数	大学が独自に設定する科目	各教科の指導法に関する科目又は教 論の教育の基礎的理解に関する科目 等	教科に関する専門的事項に関する科 目	1	
	45	8	12	10		ហ
-	40	8	11	9		6
-	35	8	10	∞		7
-	30	8	9	7		∞
-	25	7	8	6		9
-	20	6	7	Ω		10
-	15	5	6	4		11
-	10	3	4	ω		12
	25	8	7	ن ا	ω	施項び者の第(
	20	6	6	Ŋ	4	施行規則第11条第1 項の表備考第3号及 び第12条(3年在学 者)
	15	5	6	4	57	第11条 等第3 (3年
	10	3	4	ω	6	第 号 1 及 字

(その2)

各教科の指導法に関する科	教科に関する専門的事項に 関する科目	科目	在職年数
	20	10	
·	19	11	
	18	12	
	18 17 16	10 11 12 13 14 15 16 17 18	29
	16	14	9 年
	15 13 12 11 10	15	设
	13	16	五子
	12	17	法
	11	18	y M
	10	19 20 21	寸 則
	9	20	」 第
	8	21	8
	7	22	項
	6	2 23	ж
	5	24	
-	4	25	
	ω	26	

(~03)

在職年数	v ·						
施行規則附則第38項 及び第39項(3年卒) 5 6 7 8 9 10 11 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 9 8 7 6 5 4 3 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 11 10 9 8 7 6 5 4 16 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 8 8 8 7 6 5 3 11 10 9 8 8 8 7 6 5 8 8 8 7 6 5 3 11 10 9 8 8 8 8 7 6 5 40 35 30 25 20 15 10 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15	2 免許決別表第6盟	最低修得単位数	大学が独自に設定 する科目	各教科の指導法に 関する科目又は教 論の教育の基礎的 理解に関する科目			在職年数
行規則附則第38項 施行規則附則第38項及び第39項 (2年卒) (2年卒) (3年卒) (3年卒) (2年卒) (2年卒) (2年卒) (3年卒) (3年卒)	沟區	45	8	12	10	4	
施行規則附則第38項及び第39項(2年本) 0 11 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 1 3 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 1 6 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 5 10 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15		40	8	11	9	5	超及
施行規則附則第38項及び第39項(2年本) 0 11 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 1 3 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 1 6 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 5 10 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15		35	8	10	8	9	行規 び第
施行規則附則第38項及び第39項(2年本) 0 11 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 1 3 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 1 6 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 5 10 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15		08	8	6	7	7	到阿
施行規則附則第38項及び第39項(2年本) 0 11 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 1 3 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 1 6 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 5 10 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15		25	7	∞	6	8	計則3
施行規則附則第38項及び第39項(2年本) 0 11 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 1 3 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 1 6 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 5 10 60 55 50 45 40 35 30 25 20 15		20	6	7	5	9	第38年卒
施行規則附則第38項及び第39項(2年卒) 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 16 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 11 10 9 8 8 8 8 7 6 5 11 10 9 8 8 8 8 7 6 5		15	5	6	4	10	項
施行規則附則第38項及び第39項(2年卒) 7 8 9 10 11 12 13 14 15 12 11 10 9 8 7 6 5 4 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 10 9 8 8 8 8 7 6 5 55 50 45 40 35 30 25 20 15		10	3	4	3	11	
		60	11	16	13	6	4
		55	10	14	12	7	包行夫
		50	9	13	11	8	見則陸
		45	∞	12	10	9	计則貧
		40	∞	11	9	10	育38፲
		35	∞	10	∞	11	質及で
		30	∞	9	7	12	バ第3
		25	7	∞	6	13	9項
		20	6	7	Ŋ	14	(24
		15	Ö	6	4	15	手卒)
		10	3	4	ω	16	

\sim

1 免許法別表第6関係) 一種免許状の授与

最低修得单位数	大学が独自に設定する科目	養護教諭・栄養教諭の教育 の基礎的理解に関する科目 等	養護に関する科目	在職年数
20	2	6	∞	ω
15	1	ى ت	7	4
10	1	3	6	5

$\widehat{2}$ 二種免許状の授与

华 /
在職年数
6
7
8
9
 10

養護に関する科目	14	12	10	8	6
養護教諭・栄養教諭の教育 の基礎的理解に関する科目 等	∞	7	6	OI	ω
大学が独自に設定する科目	2	2	2	1	1
最低修得単位数	30	25	20	15	10

ω 免許法別表第6の2関係 -種免許状の授与

科目	ω	4	_Ω	6	7	8	9
管理栄養士学校指定規則(昭和41 年文部省・厚生省令第2号)別表 第1に掲げる教育内容に係る科目	32	27	23	18	15	10	5
栄養に係る教育に関する科目	2	2	2	2	2	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎 的理解に関する科目等	6	6	5	5	3	3	8
最低修得单位数	40	35	30	25	20	15	10

別表第2

- (第2 (第20条関係)小学校の部 (二種免許状の授与)(1) 幼稚園教諭普通免許状を有する者

進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 最低修得単位数	等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目 な知識を含む。)の理論及び方法	道徳、総合的な学習の時間生徒指導の理論及び方法	道徳の理論及び指導法	各教科の指導法に関する科目	
り理論及び方法	こ関する基礎的 バ方法				
10	12		1	7	⊢

2 中学校教諭普通免許状を有する者

在職年数

7

科目		
各教科の指導法に関する科目	3	7
	生徒指導の理論及び方法	
道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	N
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
最低修得単位数		9

\sim

<u>1</u> 中学校の部(二種免許状の授与)) 小学校教諭普通免許状を有する者

∞	11	最低修得单位数	最低1
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
12	2	道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目 な知識を含む。)の理論及び方法	道等をある。
		生徒指導の理論及び方法	
1	2	各教科の指導法に関する科目	各教
ΟΊ	7	教科に関する専門的事項に関する科目	教科
22	1	在職年数	华

2 高等学校教諭普通免許状を有する者

大学が独自に設定する科目		等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間		各教科の指導法に関する科目	型
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的 な知識を含む。)の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	道徳の理論及び指導法		在職年数
3		н		1	1	1

最低修得単位数 6

 ω 高等学校の部 (一種免許状の授与) 中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)

を有する者

科目	在職年数	1
各教科の指導法に関する科目	3	1
	生徒指導の理論及び方法	
道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	N
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
大学が独自に設定する科目		6
最低修得单位数		9

この規則は、 **附 則** 平成三十一年四月一日から施行する。

(教職員課)

(改正後)

別表第1(第20条関係)

- 1 免許法別表第3関係
- (1) 幼稚園の部

イ 一種免許状の授与

在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12		則第11条 び第129		
科目									3	4	5	6
<u>領域に関する専門的</u> 事項に関する科目	4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1
保育内容の指導法に関する科目 又は教諭の教育の基礎的理解に 関する科目等	20	19	18	16	15	13	10	7	12	11	9	7
<u>大学が独自に設定</u> する科目	6	5	5	4	4	3	3	2	6	5	4	2
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

ロ 二種免許状の授与

在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13
<u>領域に関する専門的事項に関する科目</u>	5	4	4	4	3	3	2	1
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	30	28	25	22	19	15	13	9
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

(2) 小学校の部

イ 一種免許状の授与

在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12		則第11条 び第129		学者)	
科目									3	4	5	6	
教科に関する専門的 事項に関する科目	4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1	
各教科の指導法に関する科目又 は教諭の教育の基礎的理解に関 する科目等	21	19	18	15	13	12	10	7	13	12	10	7	
<u>大学が独自に設定</u> する科目	5	5	5	5	5	3	3	2	5	3	3	2	
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	

(改正前)

別表第1(第20条関係)

- 1 免許法別表第3関係
- (1) 幼稚園の部

イ 一種免許状の授与

在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12			:第1項の 条(3年在	
科目									3	4	5	6
教科に関する科目	4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1
教職に関する科目	20	19	18	16	15	13	10	7	12	11	9	7
<u>教科又は教職に関</u> する科目	6	5	5	4	4	3	3	2	6	5	4	2
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

ロ 二種免許状の授与

在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13
教科に関する科目	5	4	4	4	3	3	2	1
教職に関する科目	30	28	25	22	19	15	13	9
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

(2) 小学校の部

イ 一種免許状の授与

在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12			条第1項の表備考 2条(3年在学者)		
科目									3	4	5	6	
<u>教科に関する科目</u>	4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1	
教職に関する科目	21	19	18	15	13	12	10	7	13	12	10	7	
<u>教科又は教職に関</u> する科目	5	5	5	5	5	3	3	2	5	3	3	2	
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	

ロ 二種免許状の授与

在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13
<u>教科に関する専門的事項に</u> 関する科目	4	4	3	3	2	2	1	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭 の教育の基礎的理解に関する科目等	29	26	24	21	18	15	13	8
大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	2	1	1	1
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

(3) 中学校の部

イ 一種免許状の授与

在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12		則第11条 び第129		
科目									3	4	5	6
教科に関する専門的 事項に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又 は教諭の教育の基礎的理解に関 する科目等	16	15	14	13	12	10	8	5	10	9	7	5
大学が独自に設定 する科目	4	4	4	4	3	3	3	2	4	3	3	2
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

ロ 二種免許状の授与

在職年数科目	6	7	8	9	10	11	12	13
<u>教科に関する専門的事項に</u> 関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭 の教育の基礎的理解に関する科目等	21	19	17	15	13	10	9	6
大学が独自に設定する科目	4	3	3	3	2	2	2	1
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

ロ 二種免許状の授与

在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13
教科に関する科目	4	4	3	3	2	2	1	1
教職に関する科目	29	26	24	21	18	15	13	8
教科又は教職に関する科目	2	2	2	2	2	1	1	1
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

(3) 中学校の部

イ 一種免許状の授与

在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12			:第1項の 条(3年在	
科目									3	4	5	6
教科に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
教職に関する科目	16	15	14	13	12	10	8	5	10	9	7	5
教科又は教職に関 する科目	4	4	4	4	3	3	3	2	4	3	3	2
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

ロ 二種免許状の授与

在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13
教科に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3
教職に関する科目	21	19	17	15	13	10	9	6
教科又は教職に関する科目	4	3	3	3	2	2	2	1
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

(4) 高等学校の部(一種免許状の授与)

(その1)

											, ,	0 2 1 /
在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12		則第11条 び第129		
科目									3	4	5	6
<u>教科に関する専門的</u> 事項に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又 は教諭の教育の基礎的理解に関 する科目等	12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	6	4
<u>大学が独自に設定</u> する科目	8	8	8	8	7	6	5	3	8	6	5	3
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

(その2)

																(0)	
在職年数						29	9年	汝正	法图	付則:	第83	頁					
科目	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
<u>教科に関する専門的事</u> 項に関する科目	20	19	18	17	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭 の教育の基礎的理解に関する科目等	24	22	20	19	18	17	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4
大学が独自に設定する 科目	16	16	15	14	13	12	11	10	9	8	8	8	8	7	6	5	3
最低修得単位数	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10

(その3)

									((() () () ()										
在職年数	施	施行規則附則第38項及び第39項 (3年卒)					施行規則附則第38項及び第39項 (2年卒)												
				(34	-+ /								(2	-4-4	- /				
科目	4	5	6	7	8	9	10	11	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
<u>教科に関する専門</u> <u>的事項に関する科</u> 目	10	9	8	7	6	5	4	3	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
各教科の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基 礎的理解に関する科目等	12	11	10	9	8	7	6	4	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4
大学が独自に設定 する科目	8	8	8	8	7	6	5	3	11	10	9	8	8	8	8	7	6	5	3
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10

(4) 高等学校の部(一種免許状の授与)

(その1)

在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12			第1項の表備考 ≷(3年在学者)	
科目									3	4	5	6
教科に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3
教職に関する科目	12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	6	4
<u>教科又は教職に関</u> <u>する科目</u>	8	8	8	8	7	6	5	3	8	6	5	3
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

(その2)

																(0,	
在職年数		29年改正法附則第8項															
科目	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
教科に関する科目	20	19	18	17	16	15	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
教職に関する科目	24	22	20	19	18	17	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4
<u>教科又は教職に関する</u> <u>科目</u>	16	16	15	14	13	12	11	10	9	8	8	8	8	7	6	5	3
最低修得単位数	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10

(その3)

																		ζυ,	<u>/J/</u>
在職年数	施	施行規則附則第38項及び第39項 (3年卒)					施行規則附則第38項及び第39項 (2年卒)												
科目	4					6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
教科に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
<u>教職に関する科目</u>	12	11	10	9	8	7	6	4	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	4
<u>教科又は教職</u> に関する科目	8	8	8	8	7	6	5	3	11	10	9	8	8	8	8	7	6	5	3
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10

2 免許法別表第6関係

(1) 一種免許状の授与

在職年数	3	4	5
養護に関する科目	8	7	6
養護教諭・栄養教諭の教育の 基礎的理解に関する科目等	6	5	3
大学が独自に設定する科目	2	1	1
最低修得単位数	20	15	10

(2) 二種免許状の授与

在職年数科目	6	7	8	9	10
養護に関する科目	14	12	10	8	6
養護教諭・栄養教諭の教育の 基礎的理解に関する科目等	8	7	6	5	3
大学が独自に設定する科目	2	2	2	1	1
最低修得単位数	30	25	20	15	10

3 免許法別表第6の2関係

一種免許状の授与

在職年数科目	3	4	5	6	7	8	9
<u>管理栄養士学校指定規則別表第1</u> に掲げる教育内容に係る科目	32	27	23	18	15	10	5
<u>栄養に係る教育に関する科</u> 且	2	2	2	2	2	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の 基礎的理解に関する科目等	6	6	5	5	3	3	3
最低修得単位数	40	35	30	25	20	15	10

2 免許法別表第6関係

(1) 一種免許状の授与

在職年数科目	3	4	5
養護に関する科目	8	7	6
教職に関する科目	6	5	3
養護又は教職に関する科目	2	1	1
最低修得単位数	20	15	10

(2) 二種免許状の授与

在職年数科目	6	7	8	9	10
養護に関する科目	14	12	10	8	6
教職に関する科目	8	7	6	5	3
養護又は教職に関する科目	2	2	2	1	1
最低修得単位数	30	25	20	15	10

3 免許法別表第6の2関係

一種免許状の授与

在職年数科目	3	4	5	6	7	8	9
管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚 生省令第2号)別表第11に掲げる教育内容に係る 科目	32	27	23	18	15	10	5
<u>栄養に係る教育に関する科</u> 且	2	2	2	2	2	2	2
教職に関する科目	6	6	5	5	3	3	3
最低修得単位数	40	35	30	25	20	15	10

(改正後)

別表第2(第20条関係)

- 1 小学校の部(二種免許状の授与)
- (1) 幼稚園教諭普通免許状を有する者

科目	在職年数	1
各教科の指導法に関する科目		7
	道徳の理論及び指導法	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導	生徒指導の理論及び方法	
<u>法及び生徒指導、教育相談等に関す</u> <u>る科目</u>	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及 び方法	
最低修得単位数		10

(2) 中学校教諭普通免許状を有する者

科目	在職年数	1
各教科の指導法に関する科目		7
道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関す	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2
<u>る科目</u>	進路指導及びキャリア教育の理論及 び方法	
最低修得単位数		9

(改正前)

別表第2(第20条関係)

- 1 小学校の部(二種免許状の授与)
- (1) 幼稚園教諭普通免許状を有する者

科目		在職年数	1
	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7
<u>教職に関する科</u> 且	<u> 教育旅性及び拍导法に関する符合</u>	道徳の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		2
最低修得単位数			10

(2) 中学校教諭普通免許状を有する者

科目		在職年数	1
教職に関する科	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7
且	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		2
最低修得単位数			9

2 中学校の部(二種免許状の授与) (1) 小学校教諭普通免許状を有する者

在職年数 科目		1	2
教科に関する専門的事項に関する科目		7	5
<u>各教科の指導法に関する科目</u>		2	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関す る科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の 理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	2
最低修得単位数		11	8

(2) 高等学校教諭普通免許状を有する者

在職年数 科目		1
各教科の指導法に関する科目		1
	道徳の理論及び指導法	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関す る科目	生徒指導の理論及び方法	1
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及 び方法	
大学が独自に設定する科目		3
最低修得单位数		6

2 中学校の部(二種免許状の授与) (1) 小学校教諭普通免許状を有する者

科目		在職年数	1	2
教科に関する科目			7	5
教職に関する科	教育課程及び指導法に関 する科目	各教科の指導法	2	1
且	生徒指導、教育相談及び追 る科目	<u> </u>	2	2
最低修得単位数			11	8

(2) 高等学校教諭普通免許状を有する者

在職年数 科目		1	
	数本部和なが比談はに関土で約 日	各教科の指導法	1
<u>教職に関する科</u> 且	<u>教育課程及び指導法に関する科目</u>	道徳の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		1
<u>教科又は教職に関する科目</u>		3	
最低修得单位数		6	

3 高等学校の部(一種免許状の授与) 中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)を有する者

在職年数 科目		1
各教科の指導法に関する科目		1
道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関す る科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2
大学が独自に設定する科目		6
最低修得単位数		9

3 高等学校の部(一種免許状の授与) 中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)を有する者

科目		在職年数	1
教職に関する科	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
且	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		2
教科又は教職に関	する科目		6
最低修得単位数		9	